

公告第 19 号 公 示 送 達 書

公 示

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第20条の2の規定により公告します。

この書類は当所において保管しておりますから、送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付します。

令和 8年 8月13日

兵庫県阪神南県民センター長 印
(西宮県税事務所)

記

書類の表示	送達を受けるべき者の氏名	所在不明前の住所
地方税法の規定によりその例によることとされている国税徴収法54条他	西澤 弘顕	